

●香川県告示第14号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

令和元年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産-68	綾歌郡綾川町粉所東字西下和田867番8の一部、867番14の一部、867番21の一部、867番22の一部、867番25、867番28の一部、870番、871番の一部、872番、873番の一部、873番2の一部及び874番3の一部	政令第13条の2第1号

備考

- 1 所在地は、廃止確認日において有効な地番とする。
- 2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 3 指定区域の帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。